

# 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する

## 規則及び学校運営協議会規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

### 1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）及び学校運営協議会規則（平成28年長野県教育委員会規則第1号）について所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則別表第6の1の学校運営協議会の項中及び学校運営協議会規則第1条、第9条及び第10条について、法を引用する条の表記を改める。
- (2) 学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置が、指定によるものから、設置するよう努めるとされたことに伴い、「指定」を「対象」に改め、その他指定に関する条項を削除する。
- (3) 協議会の委員に、「地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」を加える。
- (4) 協議会が職員の任用に関して意見を述べることができる事項を定める。

### 3 施行期日

公布の日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則及び学校運営協議会規則の一部を改正する規則案

(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第1条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第6の1の学校運営協議会の項中「第47条の5」を「第47条の6」に、「指定学校」を「対象学校」に、「及び」を「に関する事項及び」に、「関する」を「関して同条第7項の教育委員会規則で定める」に改める。

(学校運営協議会規則の一部改正)

第2条 学校運営協議会規則(平成28年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5第1項」を「第47条の6第1項」に、「その指定する」を「別に定める」に、「指定学校」を「対象学校」に改め、同条に次の1項を加える。

2 校長は、協議会の設置を希望するときは、別に定めるところにより、教育委員会に設置の申請をするものとする。

第2条を削る。

第3条第2項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

第3条第3項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第2条とする。

第4条第2項を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「第47条の5第3項」を「第47条の6第4項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第47条の5第4項又は第5項」を「第47条の6第6項又は第7項」に、「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職員の任用に関して意見を述べることができる事項)

第10条 法第47条の6第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

第11条の見出し及び同条第1項並びに第12条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の学校運営協議会規則(次項において「旧規則」という。)第1条の規定により設置されている学校運営協議会は、第2条の規定による改正後の学校運営協議会規則(次項において「新規則」という。)第1条第1項の規定により設置された学校運営協議会とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第3条第2項の規定により委員として任命されている者は、新規則第2条第2項の規定により委員として任命されたものとみなし、その任期は、新規則第3条の規定にかかわらず、平成30年4月30日までとする。

高校教育課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表（第1条関係）

改正案			現行		
(別表第6) (第38条関係)			(別表第6) (第38条関係)		
1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関			1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関		
名称	担任する事務	庶務を行う課	名称	担任する事務	庶務を行う課
学校運営協議会	法第47条の6の規定による対象学校の基本的な方針の承認並びに対象学校の運営に関する事項及び職員の任用に関して同条第7項の教育委員会規則で定める事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課	学校運営協議会	法第47条の5の規定による指定学校の基本的な方針の承認並びに指定学校の運営及び職員の任用に関する事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		

学校運営協議会規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6第1項</u>の規定により、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校のうち<u>別に定める学校</u>（以下「<u>対象学校</u>」という。）に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 校長は、協議会の設置を希望するときは、別に定めるところにより、<u>教育委員会に設置の申請をするものとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5第1項</u>の規定により、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校のうち<u>その指定する学校</u>（以下「<u>指定学校</u>」という。）に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(新設)</p>
<p>(削る。)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 地域住民</p> <p>(2) 保護者</p> <p>(3) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者</u></p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 関係行政機関の職員</p> <p>(6) 当該<u>対象学校</u>の校長</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>適当と認める者</u></p> <p>3 <u>対象学校</u>の校長は、委員にふさわしい者を推薦することができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残</p>	<p>(指定)</p> <p>第2条 教育委員会は、<u>地域住民及び保護者の学校運営への参画の促進及び学校との連携の強化を進めることにより、地域住民及び保護者と学校との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童又は生徒の健全育成を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進めることができる</u>と認められる場合には、<u>前条の指定をすることができる。</u></p> <p>2 校長は、<u>前条の指定を受けようとするときは、別に定めるところにより、教育委員会に指定の申請をするものとする。</u></p> <p>3 <u>前条の指定の期間は3年とし、再指定を妨げないものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 地域住民</p> <p>(2) 保護者</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>(5) 当該<u>指定学校</u>の校長</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>適当と認める者</u></p> <p>3 <u>指定学校</u>の校長は、委員にふさわしい者を推薦することができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残</p>

任期間とする。  
(削る。)

第4条・第5条 (略)

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。ただし、当該対象学校の校長は、会長となることができない。

2・3 (略)

第7条 (略)

(協議会の承認を得なければならない事項)

第8条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(意見の聴取)

第9条 協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定により教育委員会に対し意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関して意見を述べることができる事項)

第10条 法第47条の6第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

(対象学校の運営状況に関する評価等)

第11条 協議会は、当該対象学校の教育活動その他の学校運営の状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 (略)

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要な指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報提供に努めるものとする。

(削る。)

任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

第5条・第6条 (略)

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。ただし、当該指定学校の校長は、会長となることができない。

2・3 (略)

第8条 (略)

(協議会の承認を得なければならない事項)

第9条 法第47条の5第3項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(意見の聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第4項又は第5項の規定により教育委員会に対し意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該指定学校の校長の意見を聴くものとする。

(新設)

(指定学校の運営状況に関する評価等)

第11条 協議会は、当該指定学校の教育活動その他の学校運営の状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 (略)

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要な指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報提供に努めるものとする。

(指定の取消し)

第13条 教育委員会は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定学校の指定を取り消すものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないとき。

(2) 協議会としての合意形成が行えないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

第13条 (略)

第14条 (略)